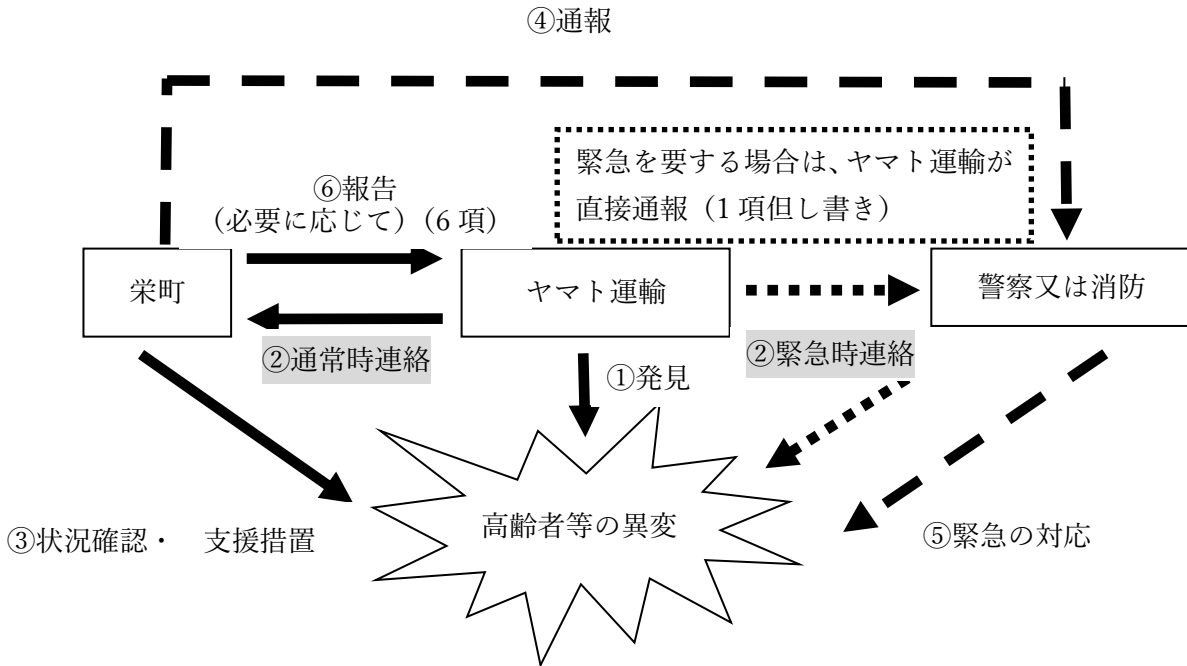


栄町高齢者等見守り活動に関する協定

栄町とヤマト運輸株式会社成田主管支店と締結した「**栄町高齢者等見守り活動に関する協定**」は、宅配便の業務中において、高齢者の家庭又は高齢者の異変を発見したときは、速やかに町等へ連絡することを目的とし、高齢者に対する見守り・安否確認体制の充実を図るために締結したものです。



※高齢者等の異変（当協定第3条第3項）

- ①郵便物等が何日も放置
- ②テレビ音がするが応答なし
- ③雨戸等が閉まったまま又は開いたまま
- ④室内灯が点灯又は消灯したまま
- ⑤徘徊の疑い
- ⑥路上で動けなくなっている
- ⑦怒号又は悲鳴が聞こえる
- ⑧面会時に顔色が悪い、痩せた
- ⑨同一の洗濯物が何日間も継続して干されている
- ⑩その他明らかに日常と様子が違う

など

通常時の連絡先	緊急時の連絡先
栄町地域包括支援センター ☎0476(95)1510 栄町役場 健康介護課 ☎0476(33)7709 *受付時間：8：30～17：15	成田警察署 ☎0476(27)0110 印西警察署 ☎0476(42)0110 栄町消防本部（ちば消防共同指令センター） ☎119